

# 令和5年度 ながさき県民大学実施要綱

## 1 趣旨

県及び市町、大学・短大、民間教育事業者、社会教育関係団体、公益法人、NPO法人等で実施している生涯学習に関する事業を体系化し、県民に学習機会を効果的に提供するとともに、学習成果を適正に評価することにより、県民の学習意欲を高め、地域における生涯学習の一層の振興を図る。

## 2 主催

長崎県教育委員会、各実施機関

## 3 対象者

原則として長崎県に居住または勤務・通学している方

## 4 組織

### (1) 事務局

事務局は、長崎県教育庁生涯学習課内に置く。

学 長 … 長崎県知事

副学長 … 長崎県教育長

事務局長 … 長崎県教育庁生涯学習課長

事務局員 … 長崎県教育庁生涯学習課員

### (2) 運営委員会

委 員 … 実施機関の代表者等

### (3) 実施機関

県（知事部局、県教育庁、出先機関、県立学校）、市町（市町長部局、教育委員会、公立公民館をはじめとする社会教育施設及びその他の出先機関、公立小・中・義務教育学校、高等学校、自治公民館）、大学、短期大学、民間教育事業者（カルチャーセンター、各種学校、専修学校、私立小・中・高等学校）、社会教育関係団体、公益法人、NPO法人

## 5 組織の役割

### (1) 事務局

①情報提供並びに広報（インターネット、新聞・テレビ等）

②「まなびの手帳」の作成と送付

③奨励証の交付並びに交付者の登録

④ながさき県民大学主催講座の決定・支援

⑤その他

### (2) 運営委員会

「ながさき県民大学」の円滑な運営等のために協議を行う。

### (3) 実施機関

①連携講座の開設

②情報提供への協力

③「まなびの手帳」の配布と受講奨励

④受講者数、「まなびの手帳」配布数等の報告

⑤その他

## 6 実施機関の新規登録

「ながさき県民大学講座実施機関」に新たに登録しようとする団体は、「ながさき県民大学実施機関新規登録申請書」を事務局に提出し、許可を受けた団体が講座情報を登録できるものとする。

## 7 講座

### (1) 講座の定義

- ・「講座」とは、県民に対して提供される学習活動を行う機会(学びの場)のこと。
- ・取り扱うテーマや分野は問わない。
- ・講座の形式は限定しない。  
※講演、講義、講習、シンポジウム、実習、体験活動、発表会、イベント的な1回限りの講演会や音楽・演劇等の鑑賞、博物館・美術館等の展覧会も「講座」とする。
- ・講座の実施方法については、オンラインによる開講も可とする。

### (2) 講座の種類

#### ①連携講座

各実施機関が開講する講座のうち、次の条件を満たした講座

#### 【連携講座の条件】

- 受講者を限定しないこと
  - ・講座の性格上必要な場合は性別や年齢による限定も可
  - ・市町実施講座においては、当該市町の住民の受講を優先することは妨げない。
- 特定の宗教の布教や政治思想の普及を目的としないこと

#### 【連携講座の種類】

- ア) 県・市町実施講座
- イ) 大学・社会教育関係団体・公益法人・NPO法人公開講座
- ウ) 民間教育事業者実施講座
- エ) 県・市町(出先機関を含む)が後援を行う講座
- オ) 県・市町が指定する(または認める)生涯学習ボランティアに関する活動  
(但し、生涯学習ボランティアに関する活動の範囲は、学校及び公民館をはじめとした社会教育施設等で行われるものに限る)
- カ) 県・市町、大学が学習者の要請に応じて行政職員や講師等を派遣する講座  
(「出前講座」)

#### ②主催講座

事務局が実施機関と共催で開講する講座

※ながさき県民大学主催講座実施要項は別に定める。

## 8 講座のコース・内容

### (1) ふるさとのことを学びたい

地域学、郷土史、古文書、郷土の自然、民俗・文化、まちづくり、地域さるくなどに関する学習

### (2) 社会や経済のことを学びたい

歴史・地理、人権・同和・平和問題、福祉・労働問題、少子高齢化問題、政治・国際政治、経済・経営、心理学・哲学などに関する学習

### (3) 自然や科学について学びたい

環境問題、医学・薬学、野鳥・植物等の観察、自然科学などに関する学習

### (4) 家庭生活の知恵を学びたい

料理・菓子づくり、家計・消費生活、礼儀作法、裁縫、家事一般などに関する学習

### (5) 子育てについて学びたい

食育、家庭教育(子育て)、育児、子どもの健康・発達などに関する学習

### (6) 芸術や文化に親しみたい(鑑賞)

美術、書道、音楽、演劇・映画、文学・文芸、写真、舞踊・ダンスなどを鑑賞する学習

### (7) 芸術や文化に親しみたい(習得)

美術・工芸・手芸、書道、音楽、読み聞かせ、茶道・華道、舞踊・ダンス、囲碁・将棋などを習得する学習

- (8) 専門的な技術を学びたい  
朗読、手話、点字、介護、防災、救命・救急処置、理学療法・メンタルヘルス、園芸、陶芸、木工、工業技術に関する学習
- (9) スポーツや体験活動を楽しみたい  
自然散策、登山、ウォーキング、レクリエーション、海浜活動、スポーツ一般、通学合宿、動物とのふれあいなどに関する活動
- (10) 健康増進に取り組みたい  
ヨーガ、ストレッチ、ピラティス、健康体操、太極拳、健康学（食を含む）、セラピーなどに関する活動
- (11) 情報機器について学びたい  
パソコン、インターネット、スマートフォン、デジタルカメラなどに関する学習
- (12) 外国語やその文化を学びたい  
語学学習、国際交流、国際理解、外国文化などに関する学習
- (13) ボランティアに関わりたい  
生涯学習ボランティアに関する活動及びボランティア養成講座に関する学習

## 9 講座の実施主体

- (1) 連携講座は各実施機関
- (2) 主催講座は事務局及び共催する実施機関

## 10 入学手続

入学希望者は、ながさき県民大学の講座を受講し、「まなびの手帳」を受け取ることで入学となる。

## 11 学習活動の記録

- 受講者は「まなびの手帳」に「1時間につき1単位」（体験活動、イベント、博物館・美術館等の展覧会などは活動した実時間数）として自分で記録する。
- オンライン講座は「1講座につき1単位」とする。ただし、同じ講座を2回以上視聴しても、2回目以降の単位は認定しない。
- 県・市町が指定する（または認める）生涯学習ボランティアに関する活動等については、活動時間にかかわらず、「1回あたり3単位」とする。

## 12 奨励証の交付

- (1) 受講者は50単位、100単位、200単位、300単位、400単位、500単位と学習活動を積み重ね、事務局に対して奨励証の交付申請を行う。
- (2) 事務局は、申請者に対し、単位数に応じた奨励証（バッジを含む）を交付する。

50単位	「みやまきりしま賞」（県の花） ※県の花は、正式には「雲仙ツツジ（ミヤマキリシマ）」です。
100単位	「つばき賞」（県の花木）
200単位	「ひのき賞」（県の林木）
300単位	「おしどり賞」（県民鳥）
400単位	「ながさき賞」
500単位	「学長賞」